

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する
特別委員会会議記録

1. 日 時 平成 28 年 2 月 17 日 (水) 午後 2 時 30 分

1. 場 所 第 5 委員会室

1. 出席委員

委 員 長	松 井	努
副 委 員 長	越 川	雅 史
委 員	高 坂	進
〃	鈴 木	雅 斗
〃	三 浦	一 成
〃	ほそだ	伸 一
〃	石 原	よしのり
〃	西 村	敦
〃	佐 藤	ゆきのり
〃	金 子	貞 作
〃	宮 本	均
〃	稲 葉	健 二
〃	加 藤	武 央
〃	秋 本	のり子
〃	堀 越	優

1. 欠席委員

な し

1. 会議に付した事件

- (1) 地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況（取り扱い）について
- (2) これまで実施した証人尋問及び意見聴取並びに提出された記録の件について
- (3) 今後の方針について
- (4) 鈴木啓一前議員に求めた診断書の件について
- (5) 次回の開催について

会 議

午後 2 時30分開会

○松井 努委員長 お疲れのところ、大変恐縮に存じます。ただいまから政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を開きます。

○松井 努委員長 政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査についてを議題といたします。

まず最初に、私のほうから申し上げますが、(1)番として、鈴木啓一前議員に求めた診断書の件についてでございますけれど、いろんな事情がございまして、この議題につきましても、4番の今後の方針についての後にやりたいと思いますので、御了承願いたいと思います。

直ったやつが行っている。わかりました。すいません。ちょっと手違いで失礼いたしました。

まず、さきの本委員会で議決した地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況（取り扱い）についてであります。

まず、小泉文人議員に対して求めた①平成24年度及び25年度におけるアンケート調査に際し、三立工芸株式会社に発注したとされるアンケート用紙の印刷に関する見積書、請求書、納品書、領収書の原本または写し、②平成24年度に会派緑風会、もしくは緑風会第1が実施したとされるアンケート調査に際し、有限会社クアンが受注し、三立工芸株式会社に発注したとされるアンケート用紙の印刷に関する三立工芸株式会社が発行した見積書、請求書、納品書、領収書の原本または写しについては、お手元に配付の文書が提出されました。

次に、三立工芸株式会社に対して求めた平成24年度及び25年度におけるアンケート調査に際し、三立工芸株式会社が受注したアンケート用紙の印刷業務に関する売り上げの計上及び代金の受領を証明する帳簿または書類並びにアンケート用紙の出荷を証明する書類の原本または写し、②平成24年度に会派緑風会、もしくは緑風会第1が実施したとされるアンケート調査に際し、小泉文人氏または有限会社クアンから三立工芸株式会社が受注したアンケート用紙の印刷業務に関する売り上げの計上及び代金の受領を証明する帳簿または書類並びにアンケート用紙の出荷を証明する書類の原本または写しについては、お手元に配付の文書が提出されました。

これら提出された記録の取り扱いについては、後ほど御協議いただきたいと思います

います。

それでは、事務局に、それにつきまして朗読をいたさせます。

○事務局員 朗読いたします。

記録提出請求書にかかる回答。平成27年12月24日。市川市議会議長中山幸記殿。
小泉文人。

貴殿からの、平成27年12月11日付け市川第20151209-0097号に基づく記録提出請求（以下、私に対する記録請求が4回目であることを踏まえ、「記録提出請求書4」といいます。）に関し、下記のとおり回答します。

記。記録提出請求書4の「2. 提出を求める記録」中、①「平成24年度及び平成25年度における前記1のアンケート調査に際し、三立工芸株式会社に発注したとされるアンケート用紙の印刷に関する見積書、請求書、納品書、領収書の原本又は写し」との記録提出請求に対し、以下のとおり回答します。

回答：お尋ねの資料は現存せず、提出できません。

②「前項に関連し、平成24年度（平成24年10月15日から平成24年11月15日）に「緑風会第1」が実施したとされるアンケート調査に際し、三立工芸株式会社に発注したとされるアンケート用紙の見積書、請求書、納品書、領収書の原本又は写し有限会社クアンの平成24年度及び平成25年度における領収書の控えの原本または写し」との記録提出請求に対し、以下のとおり回答します。

回答：平成27年10月9日（第6回）に開催された本百条委員会において説明したとおり、青山議員が会派緑風会第1に所属していた際に実施したとしているアンケート調査については、私が所属していた会派「ボランティア・新生会・市民の風」と合同して行っていないため、私はお尋ねの資料の存在すら知りませんので、提出できません。

なお、監査請求人が、平成27年10月7日付け「市川市職員措置請求書」に基づき、私達に対し、私達が政務活動費等により切手を購入し、当該切手を換金するなどして着服したとの嫌疑により措置請求を申立てたことについて、市川市監査委員らは、平成27年12月4日付け「市川市職員措置請求に係る監査結果」を公表し、同監査結果において、私が、「政務活動費の不正支出を行ったと判断できない。」との認定を行っており、既にこのような認定がなされているにもかかわらず、貴殿が引き続き刑罰の威嚇の下に私に対し記録提出請求を行うことに合理的理由を見出すことはできません。

私は、貴殿に対し、本百条委員会における調査を速やかに終了させるよう強く要請します。

以上。

続けます。

記録提出請求書にかかる回答。平成28年2月15日。市川市議会議長中山幸記殿。
小泉文人。

貴殿からの、平成28年2月3日付け市川第20160201-0184号に基づく記録提出請求（以下、私に対する記録請求が5回目であることを踏まえ、「記録提出請求書5」といいます。）に関し、下記のとおり回答します。

記。記録提出請求書5の「2. 提出を求める記録」記載の、「平成24年度に会派『緑風会』もしくは『緑風会第1』が実施したとされるアンケート調査に際し、有限会社クアンが受注し、三立工芸株式会社に発注したとされるアンケート用紙の印刷に関する、三立工芸株式会社が発行した見積書、請求書、納品書、領収書の原本又は写し」は、現存せず、提出できません。

以上。

平成27年12月24日。市川市議会議長中山幸紀殿。三立工芸株式会社代表取締役社長萩野正和。〒101-0061東京都千代田区三崎町3-2-10寺西ビル3F。

お尋ねのアンケート用紙の出荷を証明する資料は、前回、納品書の写しの控えを提出済みです。

また、この度、貴殿から、再度、当社が受注したアンケート用紙の印刷業務に関する売り上げの計上及び代金の受領を証明する帳簿又は書類についても提出を求められましたが、当社の帳簿及びこれに準ずる書類には、当社の取引先である多数の顧客の氏名等顧客のプライバシーが記載されており、当社が貴殿の要求に応じて当社の帳簿及びこれに準ずる書類を提出した場合には、当社の財務上及び営業上の秘密が害されるだけでなく、貴殿からの要請とはいえ、当社取引先から顧客情報を開示したことでその責任を追及されるおそれがあることを否定できません。

また、当社が既にアンケート用紙にかかる受注を直接裏付ける当社作成の納品書の写し等を提出済みであるのに、貴殿が新たに当社に対し、同一の目的で追加資料の提出を請求する合理的理由を認めることはできません。

したがって、当社は、貴殿が、当社に対し、合理的な理由を説明することなく記録の提出を再度請求したことについて、仮に、これに応じないとしても、「正当な理由」があると考えております。

以上。

○松井 努委員長 今、朗読をさせた次第であります。

この件の取り扱いについて皆さんの御意見をお伺いいたします。

副委員長。

○越川雅史副委員長 すいません。その前に、この小泉議員からの紙が2枚になっていることを説明しないと、委員の皆さんにはわからない部分があるかと思うんで、事務局のほうから、これ、なぜ2枚になっているのか。

○松井 努委員長 議事課長。

○議事課長 議事課長でございます。前回の本委員会で記録提出要求に係る議決をいたしまして、それを受けまして、私どもで小泉議員と三立工芸株式会社様には請求書を送ったところでございます。御回答をその後いただいたところでありますが、小泉議員からの1枚目の2項目めの部分をごらんいただくとおわかりになるかと思うんですが、私どもで請求した書類に緑風会第1に関する部分で日付を入れたんですが、これがクアンさんがかかわってない部分のアンケートの日付を入れてしまいまして、こちらでその部分が間違えてしまったところでございます。それを受けまして再度、お二方にはおわび申し上げまして、再度の提出請求をお出ししたところ、小泉議員から、その部分に関しましては2枚目の御回答をいただいたところでございます。三立工芸さんにも同様におわびしまして、再度、請求を送ってあるところなんですけど、今週の月曜日を期限として送らせていただきましたが、まだ届かなかったもので、きのう三立工芸さんには電話で確認したところ、郵送しましたというお返事をいただいたところなんですけど、本日の今現在においては、まだ届いてない状況でございます。

今回の本特別委員会の調査に関しまして、御迷惑をおかけしてしまいましたこととおわび申し上げたいと思います。申しわけございませんでした。

○松井 努委員長 以上ですが、わかりましたかね、言ってる意味が。

石原委員。

○石原よしのり委員 事務局にお尋ねしたいんですけど、今、三立工芸から依頼内容を訂正してお出し願いたいというのに対して、まだ届いていないんで、きのう確認したら、きのう送ったよということがわかったんですね。そのときの何を送った、ちゃんとこれを送ったのか、それとも今回みたいに出せませんというのを送ったのか、その辺はわかってるんですか。資料出してくるってということで送ったとおっしゃっても……。

○松井 努委員長 議事課長。

○議事課長 特にこのような回答か、記録を送ったのか、中身については確認してございません。ただ、送ったということをお返事はいただいております。

います。

○松井 努委員長 もう少し詳しく、一番ポイントになるのは、その期間と、そのことについての、どこがどういうふうに勘違いして出したのかっていうのは、もう1度答えていただけますか。

課長。

○議事課長 申し上げます。小泉議員さんからいただいた回答の1枚目をごらんいただくとわかると思うんですが、②の部分です。これ、委員会では、緑風会第1が関連して、24年度に緑風会第1が実施したということで議決をされてたところなんですけど、何回かアンケートがございまして、私どものほうでそのアンケートを特定しようと思ひまして、日付を入れたところなんですけど、この24年10月15日から24年11月15日という、このアンケートの日付が、小泉議員からの回答のとおり、青山議員が行った部分のものになっておりまして、本委員会では、松永鉄兵議員のかかわったアンケートという協議をずっとされてたところなんですけど、その部分で、実際に緑風会第1で松永鉄兵議員が行ったアンケートとは違うものを請求してしまった次第でございまして。

以上でございまして。

○松井 努委員長 ということでございまして。それを踏まえて御意見をお伺いいたします。

ほそだ委員。

○ほそだ伸一委員 提出の要請をした記録がまだ出てないとか、出ているとかということに関して、今後どうするということですか。

○松井 努委員長 言い方を変えます。

今のところ、確かに事務局のほうの日にち上の間違いがあったんですけども、追加資料に関しましては、小泉文人議員も三立工芸さんも出さないと、あるいは現存しないから出さないとというようなことではございまして、この追加資料を出さないとと言われてることについて、どのようにお考えかということについて御意見を伺いたいということでございまして。

○ほそだ伸一委員 はい。わかりました。資料は現存せず、追加資料など提出ができないということかもしれないと思うんですが、本委員会は調査会というか、その権限を持っているわけですので、そうですね、そうですかと言われてたら、それは本委員会じゃなくても別に構わないと思うんですね。やはり調査ということで設置されたわけですから、ここはやはり委員長、そして副委員長においても、だったら、もう一歩ちょっと踏み込んで、その辺をこちらから伺ってみるとか、何か以前もそ

んな話をしたような気がするんですが、その辺の権限を精いっぱい使うような、そういうあり方が望ましいと、これは私の意見ですが、そのように感じます。

以上です。

○松井 努委員長 ほかに。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 私は、今回全て提出された、今までに提出された全ての書面の中から、今回の百条調査委員会の資料として判断する材料とするべきではないかと思えます。なぜかという、一番大きな理由として、今回私が着目したのは三立工芸さんの文面だったのですが、三立工芸さんの文面を見てみますと、帳簿だとかそういったものはプライバシー内容が記載されており、これを万が一調査委員会だからといって公開した場合には信用問題にかかわるとということが書いてあって、再三、こちらは追加資料の提出を請求して、それに関して断るっていうことは、もう合理的な理由があるっていうふうに三立工芸さん、書いてあるんです。ということは、三立工芸さんにこれ以上踏み込んで百条調査委員会が資料に関して出せというふうに言ってしまった場合、百条調査委員会がプライバシーに関する問題を引き起こしてしまう、スキャンダルになってしまうおそれがあること、あと、小泉議員に関してのこの書類に関しても、現存しないものを出せというものは物理的に不可能ではないかというふうに思っております。そうすると、もう証人尋問も、小泉氏に関しては証人尋問も終わってますし、もう書類も一通り提出されております。なので、今までに出された書類の中で我々が調査委員会としての結論を出すべきころ合いなのではないかというふうに、私は個人的に思っております。

以上です。

○松井 努委員長 ほかに。

ほそだ委員。

○ほそだ伸一委員 現存しなければ、それはもうしようがないと思えます。最後のこの三立工芸さんからの「秘密が害される」とか営業上の顧客のプライバシーというような部分がありますが、一步踏み込んだらそうなるというより、一步踏み込む権限を持って設置されてるわけですね。なので、害されるということであれば、守秘義務とか何かそういう秘密保持の契約か何かを交わせばいいわけですし、それで調査ができないということになってしまったら、本委員会の設置意義が全くなくなってしまう。そのように率直に感じます。

以上です。

○松井 努委員長 三浦委員。

○三浦一成委員 今、ほそだ委員からもお話があったんですけども、三立工芸株式会社から出されているこの回答の資料を読ませていただきました。これに関してですけれども、今、秘密保持契約のお話が出たんですけども、このプライバシーを守るということであれば、本委員会が秘密保持契約をこの三立工芸株式会社と結ぶという手法も当然考えられるものだろうというふうに思っています。資料を、例えば帳簿だったりとか顧客情報が載っているような資料というものを、当然こちらから要求することになると思うんですけども、これは市役所でもあります。例えば本委員会の調査にかかわらない別の、ほかの取引先の部分だったりとかっていうところは黒塗りにするとかっていうことも当然できることですので、この三立工芸株式会社さんがおっしゃっている合理的な理由というのは、私にはちょっと理解がしがたいところでありますので、もう少し一歩踏み込んだ百条調査権をしっかりと使っていくというものを私は要求をさせていただきたいと思います。

以上です。

○松井 努委員長 ほかに。

高坂委員。

○高坂 進委員 小泉さんの「現存せず」という、「現存せず」というのは、もともとなかったのか、それとも今はないということなのかということもはっきりしない。そういう点からいうと、三立さんのこれを調べるということには合理的な理由があるわけですよ。本当なら、小泉さんが、自分が発注したんですから、それがあれば、それを出せばわかるわけですよ。ところが、それが現存しないんだ、もともとなかったのかどうかは別にしてね。とすると、もとに行ってそれを調べるしか調べようがないということだというふうに思います。

あと、守秘義務とか何とっていうのは、それは守秘義務、もちろんあるし、守秘義務がちゃんと守れるような状況をつくって調査をすればいい。そういう点でいえば、ここへ来ていただくか、こちらから調査に行ってそれを見せてもらうか。そのときにはちゃんと秘密を守りますよという契約書を書いたって何だっというわけですよ。それぐらいのことをやらないと、大体このアンケート、やったと言われてますけど、私は1度も見たことはないし、これを見たことがあるという人にも会ったことはないし、そういう点でいうと、やっぱり本当にこれがやられたのかどうなのかっていうことが問題なんであって、そういう点からいえば、そこまで行かないとわからないという問題だと思いますよ。

○松井 努委員長 ほかに。

石原委員。

○石原よしのり委員 今、何人かおっしゃられたように、この三立工芸の回答書の提出をしないという理由については、守秘義務契約を結ぶなりいろんなことができると思ってます。それは別にして、やはり私たち、なるべくこの百条委員会の調査を早期に結論を出したい。そのためにも何をやるかっていうことで、恐らく今言った三立工芸の帳簿なり何なり、こちらが見たいということで、解明に役立つというものについては、これをできるだけ速やかに、我々調査できるといいと思ってます。それには、行って見せていただくにしても何にしても、何かをやって、あるいは早くできる方法を探るべきかなど。そして、早く結論に締めていければ、多くの市民が望んでいる私たち百条委員会に対する期待じゃないかと思ってます。

○松井 努委員長 ほかにございますか。

秋本委員。

○秋本のり子委員 この提出を求めたものは、前回私たちが合意の上で求めた資料ですので、しっかりと出していただきたいと思います。たとえ前回出したものと重なるとしても、もう1回確認の意味でも出してほしいと思っています。

三立工芸さんに対しては、本当に御心配のところ、あると思うんですが、今までほかの議員の方がおっしゃったとおり、黒塗りにするとか、または秘密保持の契約を結ぶとか、重なりますけれども、そういったことをいろいろブロックしながら提出をお願いしたいと思っています。

○松井 努委員長 ほかにございますか。

越川副委員長。

○越川雅史副委員長 この記録の提出ですね。宮本委員と私がいろいろ意見を言って提出した経緯があって、そもそもなんですが、まず、平成23年度に社民・市民ネットが実施したとされるアンケート、これについては、請求書、納品書、領収書と3点セットが存在していて、その後、平成24年、25年に緑風会ですとかボランティア・新生会・市民の風で8回アンケートをやっていたので、当然、23年のものがあつたわけですから、速やかに出てきたわけですから、24年、25年のものも出てくるでしょうと。そういうことで請求したというのが経緯です。また、宮本委員のほうからもアドバイスがあって、それが仮に現存しなかったとしても、帳簿ですとか何か補助できる資料があるから、そういうものも出してくださいと言いました。

基本的に、この三立工芸さんですので、前回、納品書の写しの控えを提出済みと言ってるんですが、今回求めているのは納品書の写しの控えではなく、納品書そのものは小泉議員のところにあるかもしれない。また、納品書の控えのところが平成23年度の社民・市民ネットのものちょっと形式が異なっていたものですから、提出を求めたので、同じものを重複して求めているということと、合理的な理由を説明することなく記録の提出を再度請求したと先方が認識されているのであれば、今言った理由を申し添えて、再度請求することもできるかと思います。

○松井 努委員長 ほかにございますか。

佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 皆さんの御意見とダブりますけれども、一応三立工芸株式会社が発行した見積書、請求書、納品書、領収書の原本または写しは「現存せず」とあるんですけれども、普通、企業が経済活動してて決算に残るもの、これ、請求書と領収書は必ず残ります。見積書、納品書に関しましては処分されることもありますけれども、通常、経済活動の中で契約して料金の授受されたものに関しては請求書、領収書の原本または写しは必ず残ってます、企業にですね。これがないということは、これ現存しないということは、契約がなかった、取引がなかったという判断になりますので、もう1度それは三立工芸に対して確認の必要があるということですね。

それから、もう1つは、「貴殿が、当社に対し、合理的な理由を説明することなく」という、その項目は、もう少し説明が欲しいということではあるのか、合理的なですね。そういったものが必要であれば、再度、我々委員会としては検討した後に合理的な、相手が納得するような説明が必要なんじゃないかなと、この2点、申し上げておきます。

○松井 努委員長 ほかにございますか。

それでは、私のほうは一応見解を申し上げますと、皆様がおっしゃっていることはごもっともだと思うんですね。再度提出を求めたんですが、2件とも出さないというか、出さないということですね。ただ、先ほどから問題になっております百条委員会の権限が、私の見解では、議員が議員の調査をするということで始まった調査でありますから、何とか関連する方たちのほうにも資料を求めてきたわけですが、少なくとも三立工芸さんのほうに対して、このように言っている相手に対して、再度出してもらいたい、あるいは、どなたか入ってそれを閲覧させてもらいたいという権限が果たしてあるのかなのかというところが1つの問題点になると思うんですけど、事務局のほうの見解はいかがでしょうかね。

ほそだ委員。

○ほそだ伸一委員 私が言いたいのは、今まさにこの瞬間のことで、権限があるかどうかのところを、もちろん法律違反というのはいくつかありませんが、精いっぱいその判断を委員長、副委員長に委ねたいというのかな、精いっぱいそれを活用していただきたいというか、そうなんです。その瞬間が今ここなんです。例えばこの三立さんの文面を見てみますと、営業上、財務上、「秘密が害されるだけでなく」と云々書いてありますが、ということは、裏を返せば、情報開示ができるということです、これは。そこに一步踏み込んでいただきたいんですね。そういうことです。

以上です。

○松井 努委員長 どうですか、事務局のほう、私の……。

ですから、皆さんの御意見は、今出た中でほとんど、もう1度、再度提出するように求めるべきであるということです。求めることについての文書を出すことについてはやぶさかではないんですが、例えば先ほど、一步進んで、今、ほそだ委員も言われましたように、委員長、副委員長の見解に基づいて踏み込んで調査に行ってもらいたいとか云々ということになりますと、私は個人的な見解から言いますと、そこまで私たちのほうに調査権があるのかどうかね。逆に言えば、刑事事件でもそうですけれども、相手にも黙秘権があったり、あるいは答えないとやっている以上、それについて何が何でも答えなきゃならないということは、恐らく警察でもできにくいんじゃないかなという気がするんですが、これは私の個人的な見解ですよ。その辺も踏まえて、例えばじゃあ委員会としてはそういうおおむねになりましたから、もう1度仮に出した。再度出してもらいたいと求めて出したとしますね。そのときに、その後で、また同じように、出せませんといったときに、今までの見解を聞いてると、行ってでも調査してこいというように聞こえるんですが。

○佐藤ゆきのり委員 私が述べた意見は、現存しませんと向こうは申してるわけです。それを信用するのに、もう1回確認ぐらいされたらどうですかという話ですよ。現存しないということは取引がなかったということなんです。三立さんにも確認したほうがいいんじゃないですかと言ってるんです。現存してないってことは、取引がなかったってことなのかどうか。

○松井 努委員長 いや。現存してないと言っていない。小泉氏は現存してないと言ってますけど、三立さんは現存してないとは言っていないよ。

副委員長。

○越川雅史副委員長 すいません。この間、12月24日でしたかね。集まったときに私申し上げましたが、今こうやって事務局も即答はできないことで、これを決めるのは、まさに我々15人の委員が、地方自治法がどこまで我々に権限を与えているのか、この調査として妥当なのかどうか、15人が真剣に評価をして、これはできると思えばやるべきですし、これは法に抵触すると思えば慎まなければいけないということであって、我々が議論して決めなければならないことだと思います。我々はそのぐらい重い責任を負っているということです。

それで、小泉議員に関しては、「現存せず」と言っている理由を確認するということは何らためらうことではないと思いますし、三立工芸についても、プライバシーの保護と秘密の保護、そして提出理由を丁寧に説明すれば、これは相手は否定しているものではないと思いますので、余り難しい議論にすることなく、我々1人1人委員が重い責任をしょっているという自覚のもと、これを決定すればいいのではないかなと思います。

○松井 努委員長 高坂委員。

○高坂 進委員 三立さんは絶対だめと言ってるんじゃないと思いますよ、これ。ただ、こういう問題がありますということをおられるんであってね。だったら、じゃあこれを満足するような方法があるのかどうかということ、そういう点で言えば、私は委員長と副委員長が直接向こうと話し合っ、どういう条件なら出せるのか。

それと、合理的な理由がないという、この部分については、今出されたように、合理的な理由がないというふうに僕は言えないと思います。やっぱりこの間からの話し合いの中でも、合理的な理由はちゃんとあると思いますので、そこそこはきちっとわかりやすいように説明していただくという、そこそこで委員長なり副委員長がそういう形で、やっぱり向こうとちゃんと話し合うとかね。そういうことの中で、じゃあどこまでならできるということを、やっぱりやるべきだというふうに僕は思います。

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 今、事務局も調べているんだと思うんですけど、この百条調査権、参考人であったり、あるいは記録提出請求、これは我々の権限としてできる。そして、これについては拒否することはできないとなってるんですね。ところが、拒否する場合っていうのは正当な理由があった場合ということになってるんですね。さらに、じゃあ、それでもやらなかった場合、どうするかといったときに、参考人の場合は罰則がないというだけであって、罰則がないから義務が

ないかといったら、義務はあるというふうに考えれば、正当な理由のあるものはお出しいただくことは、我々は求めていいと、こういう私は解釈しているんですね。

さっき私言ったように、委員長もさっきおっしゃったように、じゃあもう1回出してくださいという請求書を出して、またいろんな回答が返ってきた。出てこない。また、次の聞き方で聞いたけど出てこないっていうのを繰り返すと、これこそ幾ら時間があっても同じことの繰り返しになってしまっていて仕方がないっていうことであれば、確かに調査団を派遣して、見せていただきたいんだと。決してあなたのところのものをどうするわけじゃないんです、そこへ行って数時間の時間できちんと見せていただければ、向こうもそのときだけの負担であり、我々も、そのときには確実に、現存すれば、するっていうことがわかるということですから、小泉さんがおっしゃってるように、現存しない、本当にやってないなら、向こうにはないでしょうし、やって彼がなくしたというのであれば、向こうにあると。明確になってくるっていう意味でも、私はできるだけこの方法、調査に派遣するっていうのは、今考えられる中では早く結論を得るいい方法ではないかと思うので、ぜひこれを御検討いただければと思っております。

○松井 努委員長 鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 私はちょっと委員長にお伺いしたいというよりも、委員長のやはり職責を案じてということで、私、意見を述べさせていただきたいのですが、先ほど委員長が、個人的ではありますが、議員が議員のための、議員が議員の調査をするというふうなことをおっしゃっていましたが、やはりマスメディアの情報などを見ていると、百条委員会を中心とした政争が続いているというふうに書いてありますし、さらに申し上げるのであるならば、三立工芸さんは、明白にプライバシーを根拠にして資料を出せないというふうにおっしゃっているんですよ。仮に委員長、副委員長がプライバシーを前面に出しているのに、交渉に当たって万が一三立工芸さんに対してプライバシーや百条調査権の濫用、全ての法解釈を含めて何か問題があったとして、三立工芸さんが仮に市を訴えてきた場合、誰が責任をとるのかっていうふうな話になってしまうんですよ。なので、これ以上踏み込むっていうことは、プライバシーにかかわる全ての法律に関するリスクを負わなければならないっていうことになるんですよ。で、仮にこれをもし委員長の権限で決をとってしまった場合、委員会の責任になってしまうんです。委員会の責任になってしまうのではないかなというふうに思うんですよ。そうすると、やはり百条調査権の中で委員長という職責に立ってる松井委員長に、やはり責任

が及ぶのではないかということ、私、心配しているのですよ。なので、委員長自身がちょっとこの先、調査を踏み込むことに対しては慎重になったほうがいいというふうな形で議事のほうを進めていただければ、私個人としては安堵できるのかなという、委員会や市のことを公の利益を含めた上で安堵できるのではないかなというふうに思うのですが、どうか取り計らいのほう、よろしく願いいたします。

○松井 努委員長 皆さんがおっしゃってることは、それぞれ一理あると思いますし、そのとおりだと思うんですが、私は、この後にも出てきますけれども、資料提出であるとかいろんな診断書の件とかで随分時間かかっておりますが、それが出てこなければ次に進めないという流れの中でここまで来たんですが、まあ、いたずらにいつまでに終わりにしなければいけないということはないんですが、やはり核心に触れるところは、今までの証言に対しての検証だと思うんですね。小泉議員の証言、青山証言、松永証言を含めて、皆さん参考人さんからもいただいた中で、やはり誰が見ても議事録を読み返した場合に、ここの部分は、どうもやはり釈然としないし、これはちょっとおかしいんじゃないかとか、そういうことをやりながら、この三立さん、あるいは小泉さんに対する資料の提出も並行して求めていくというようにしていかないと、今のお話を聞いて、じゃあもう1回、再度出しました。また同じ回答が返ってきました。ついては、今度は誰が行くんだかわかりませんが、調査行きました。調査行っちゃって、相手のほうに確認をとって、今からお伺いしたいと思うんですけど、いいでしょうかって了解もなしに、我々が勝手に行って、この書類について、あんた見せてくださいって、そういう乱暴なことはできないと思いますよ。

ですから……。

[発言する者あり]

○松井 努委員長 だから、聞いてくださいよ。だからこそね、やはり私が思うには、全てのことは、この辺で並行して検証と今後の方針も全部含めて、全部総合的に判断をしていかないと出ないかもしれませんし、また、あるいは、後で触れますが、今までの検証の中でも食い違ってる部分がいっぱいあるんですよ、証言の中にも。それ、どうするんだっていう問題が一番大事なことでしょう。あるいは、どちらかがうそをついてるかもしれないっていうことも含まれてますよ。そうすると、我々は百条委員会としては、率直にこの部分のこの事項については、どう考えてもこれは納得できないし、おかしいと思いますよという意見が出てもおかしくないわけですし、これについては、こちらが言ってることが正しいと思

いますよということが出てもおかしくはないですし、そういうことをこれから先は検証していく時間も並行してやっていかないと、今この資料を出す、出さないって問題だけで、またきょうも1日終わってしまったとするならば、いつの段階で核心に触れることについて議論をするのか。その辺が私、一番問題ではないかと思うんです。

ですから、皆さんがおっしゃるように、多数を占めてる方たちの御意見は、もう1度、再度これについての同じ資料を出してもらいたいということについては、私たちも、私委員長としましても、出すことについては、それでいいと思いますよ。また、その後のことについては、またその状況を見ていかなきゃなりません。ただ、先ほども言いましたように、全てのいろんな諸般の事例を見ても、やはり警察の関係の、あるいは司法の関係を見ていても、それ相応の権限が、果たしてどこに、誰にあるか。百条委員会に、三立工芸さんのところ行って正副委員長が見せてくださいと言うところまで、私は権限があるかと言った場合、私はノーであるというふうに思うんですね。そこまでやるのであるならば、委員会で決めて、それじゃあ皆さんのほうで有志が行って調査してきたいということであれば、その方が行ってやっていただいたらいいんであって、私が、自分が同意しないことを、皆さんが多数決で決めたからって言って、私が行って根掘り葉掘り聞くということは、私としては個人的には余り気が進みませんね。

そういうことも含めて、やはりみんな15人いるわけですから、やはりみんなで協調して、これだけの時間かけてやってきたことですから、最後のきちんとした結末と、市民が見てる状況の中できちんとした説明をすることが一番大事であって、この資料1つ1つが、1つ2つが出てこないからといって、じゃあ議事が進行できないのかというのは余りふさわしくないんで、こうしましょう。この件については、もう1度、再度出していただきたいと。委員会で諮ったところ、やはりそれでは理由づけがはっきりしませんので、もう1度同じ資料の請求をしますということで、小泉氏のほうと……。

〔「それは諮ったほうがいい」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 案で出してますから。三立工芸さんのほうにも同じようにもう1度出していただきたいというように、出すということについての御意見を伺います。いかがでしょうか。

どうですか。事務局のほうで何かまずいことありますか。どうですか。言い切れないでしょう、権限。

課長。

○**議事課長** ただいま委員長からもございましたが、調査のために相手方と交渉して、現地に行って調査するという方法はあると思います。ただし、相手方は、あくまで任意で応じることになってくるかと思います。百条調査権は捜査権ではないので、強制力がないということになります。百条調査権といたしましては、記録を今回提出を求めましたが、不提出の場合には、その不提出の正当性を判断して、しかるべき措置を講ずるというものと認識してございます。

○**松井 努委員長** 今、事務局のほうはそういう見解であります。

加藤委員。

○**加藤武央委員** 今、百条委員会の権限ということで事務局から聞いたんですけども、小泉文人議員が逆に今の中で聞いている中では疑わしいと。だから、それに関する書類を提出すべきだっていうことで、今後、今の話を向こうの先方がたに、また小泉議員のほうに再度請求をするっていうことですよ。

○**松井 努委員長** そうですね。

○**加藤武央委員** ということは、逆に言うと、これに関しては全員、百条委員会の全員一致ということで出すのか、賛成多数で出すのかをちょっと確認もしたいんですけど。であれば、逆にこういう議員が賛成したんで、逆に言えば三立さんのほうへお願いしますとか、百条委員会で全員一致になったときに初めて百条委員会が動くものであって、賛成多数であれば、反対した議員もいるということもちょっと確認をしてほしいんですけど。その中で書類を出すと。委員長、副委員長に権限を与えるってことはいいと思うんですけど、その中では、あくまでもこの百条委員会が全員同じ考えでいってますよってことは確認をしてください。お願いします。

○**松井 努委員長** 事務局、今の加藤委員のお答えについてはどうですか。

佐藤課長。

○**議事課長** 委員会といたしましては、あくまでも多数決議決となりますので、そこで議決されれば、それが委員会の意思ということになってこようかと思いません。

○**松井 努委員長** ただ、今、加藤委員が言ってるのは、そこに附則の中で、賛成者多数でもいいんでしょうけど。賛成者多数で決定しましたというふうに入れば、反対した人もいたということの言い方もできるんですか。それとももう百条委員会で決定したことは、そういった附則的なことはつけられないっていう見解でいいですか。事務局のほう、お願いします。

課長。

○議事課長 賛成多数ですとかは記録に残ることとは思いますが、あくまでも多数で可決したものについては、委員会の意思は1つしかございませんので、委員会として行うような形になってくると思います。

○松井 努委員長 わかりました。議事録にはそのとおりに残ってるわけですから、わかりました。結構です。

それでは、次の議題もありますので、この件につきましてお諮りしたいと思います。

私も皆さんの御意見のとおりでございまして、できれば出してもらいたいという気持ちは強いわけですから、皆さんがおっしゃってるように、再度、もう1度文書にて三立さんと小泉さんのほうに同じ書類の提出を求めるっていいですか。

副委員長。

○越川雅史副委員長 小泉議員の場合は、「現存せず、提出できません」って言うので、再度提出を求めても出てこないの、現存せず、提出できない理由について御説明を願うと、書面にて質問して回答をもらうということになるのかなと思います。もう1度請求しても出てこないと思いますので。三立さんについては、まだ再請求でいけるんじゃないかなと思うんです。

○松井 努委員長 「現存せず」の理由を書けっていうのを、また出すんですか。

○越川雅史副委員長 ていうことになるんだったら。

○松井 努委員長 佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 今の副委員長の意見に対してなんですが、小泉文人議員は「現存せず」って言うてるわけで、三立工芸にそれは確認したほうがいいですよと私は言うてるんです。確認して、三立工芸もないということであれば、取引がなかったっていう判断でいいんじゃないんですか。その確認をしたほうがいいと思うんです。

○松井 努委員長 それはちょっとまだ、そこまで先に至ってませんので。

○佐藤ゆきのり委員 どこが違うのか教えてください。

○松井 努委員長 要するに、三立さんのほうは、守秘義務があっといういろいろ顧客関係のプライバシーの問題があるから出せないって言うてきてるんですね。ですから、現存せずとか、取引があったとか、なかったってことについては触れてませんから、三立さんには、もう1度同じような形の中で出してもらいたいと。

ただ、もう1つは、今、小泉議員のほうに、「現存せず」って言うてるものを、現存しないっていうことは、私流に解釈すれば、やってなかったんじゃないかな

っていうふうにとるんじゃないんですか。それをまた、「現存せず」についての理由書を求めるっていうのは、どうも釈然としないんですけど、どうですかね。

○佐藤ゆきのり委員 それは確認しないと、委員長。

○松井 努委員長 佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 本人は現存しないって言ってるけれども、でも、政務活動費のアンケートを実施したと、印刷もしたって言ってるわけですから。

○松井 努委員長 いや、いや、いや、まだ。じゃあもう1回、もう1度詳しく、現存せずの理由を述べよって、もう少し詳しく。

○佐藤ゆきのり委員 じゃあちよっと副委員長、詳しく言ってくれる。合理的な説明をすれば確認はとれるんじゃないかって僕は言ってる。

○越川雅史副委員長 すいません。では、再度、「現存せず」の理由を問う趣旨説明をさせていただきますが、まず、現存せずということで、もともとアンケートもやってなかったし印刷もしてないから、こういうものがないんですって話なのか、それとも、一旦はもらっていて、いついつまでは保管していたけど廃棄をしてしまいました、あるいは紛失をしてしまいました。そういうことがないと提出できないことが正当な理由かどうかは我々は評価できなくて、我々この百条委員会の義務として、記録の提出を求めて提出がなされなかった場合、その理由に正当性があるかどうかを評価しなければいけないので、その理由を聞かないといけないと言っていて、「ちゃんと探す」と呼ぶ者あり) そうです。現存せずというのは、例えば自宅には現存していないけど、人の家に預けてあるっていう意味だったら、それは提出できるでしょうって話になりますので、その現存しない理由を確認するということです。

○松井 努委員長 事務局、どうですか。「現存せず」について問うというふうな漠然とした言い方の再度提出になりますが、書類。ありますか。

稲葉委員。

○稲葉健二委員 これから多分とるかとらないかを決められたり判断をするとは思いますが、じゃあ例えば今のいろいろな意見が出られて、もう1回再提出をお願いすると。その場合、じゃあ、それでもし同じような回答が来たらどうするかっていうのは、またそれは来てから考えることなんですか、今現在はどうだっていうことじゃなくて。またそれで全く同じ回答が来たら、また同じようにここで議論するという前提でいいんですね。それだけ確認です。

○松井 努委員長 いいですよ。そのような考え方で、また出してくるかこないかわかりませんが、その状況によって、またその段階で議論するということにな

ると思います。

〔三立さんのはあしたになったら来る……〕と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それもわかんないけどね。

○越川雅史副委員長 こういうものかもしれない。

○松井 努委員長 多分こういうもんでしょ。

〔「何かわかんないけど、三立さんのは来る」「もう間もなく来るっていうときなんです、きのう何か送ったっていうことだから」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 そうです。ただ、内容はさっき読んだ内容と同じことが多分来るかもしれませんけどね。

じゃあ、わかりました。余りこれ、私たちの委員会でやるべきことであって、事務局のほうに責任を負わせるわけにはいきませんので、この件だけについて、まず、じゃあお諮りいたします。

それでは、もう1度、再度ですね。――その前に、今、副委員長のほうから、小泉文人議員に対しては「現存せず」ということについて、その説明を求めるといような意見が出ましたけど、それについてはいかがですか。そのとおりに通していいですか。

それじゃあ、まず1つずつ整理しますね。三立工芸さんに対しては、今回と同じように、もう1度、再度委員会で諮ったところ、できましたら、大変心苦しいお願いですけれども、百条委員会の解明のために御協力いただく意味でも、もう1度この間請求をした資料を、ぜひお出しただけないでしょうかというふうにもう1度出すということについては、よろしいですか、皆さんの決……。

○越川雅史副委員長 その際に、前回と同じで出すと同じ答えが返ってきてしまうので、顧客等のプライバシーは黒塗りでも構いませんとか、営業上、財務上の秘密を侵害しない方法については調整しましょうとか、合理的な理由は幾らでも説明しますよということを前提として、そこを先方と整えて請求すると、そういうことで。

○松井 努委員長 わかりました。皆さんからさっき御意見出ましたように、守秘義務とか、そういう契約も含めて事務局のほうと正副委員長に任せていただいて、そういう出し方をするとということで三立工芸さんに出すということについて、皆さんの御意見があれば御意見を伺います。

佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 もう文書の請求だけだと、とても何か失礼なような気がするんですね。委員が赴いて、礼を尽くして訪問して依頼するとか、そういったこ

とも必要なんじゃないかなと思いますけど、そういったことの検討はいかがですか。

○松井 努委員長 まず、今言ったような、漠然としておりますが、精査した上で正副委員長と事務局のほうでする内容については、もう1度、再度提出を求めるといふことについて賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 賛成多数。よって可決されましたので、そのようにいたします。

今の佐藤委員の提案につきましては、先がありますので、少し後日、また協議をさせていただきます。

次に、小泉文人議員に対しての再度提出してもらうことについては、副委員長のほうから出ましたけれども、「現存せず」ということについての理由を述べてもらいたいということについて、またこれも正副委員長と議会事務局のほうに出し方の文面はお任せいただきたいと思いますと思うんですけど、おおむねそれに沿った形で出させていただきますことについて賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 賛成多数。よって可決されました。

それでは、この件につきましては、そのようにさせていただきます。

○松井 努委員長 次に、これまで実施した件についてでございます。これまで実施した証人尋問及び意見聴取並びに提出された記録の件についてであります。

前回までの本委員会の記録及び地方自治法第100条第1項に基づき提出された記録については、既に皆様へ配付をしたところであり、御一読をいただいていることと考えます。

つきましては、これまでの証人尋問における証言、参考人招致における意見聴取、提出された記録等を踏まえ、今後検証を行っていくに当たり、委員の皆様の考えを伺いたいと思います。

○加藤武央委員 証人尋問、意見聴取並びに提出された記録の件について、今までの1年間を振り返るんですか。

○松井 努委員長 そういふことですね。要するに検証をしていただくのに、第一歩でございますので、きょう全て出してもらって、その件についてここで意見をもむということではなくて、先ほど私が言いましたように、今までの経過の中で、例えば小泉証人はこういうふうに言ってきたけれども、これは例えばおかし

いんじゃないかとか、あるいはこういったことについてはこうじゃないかとか、そういうことをいろいろ皆さん御意見を出していただいた中で、次回に向けてそういう形の中で、1つ1つ検証していく意味におきまして、その辺の意見をお伺いしたいと。次のテーマとして、どういったことについて取り上げていくかということも踏まえて、今、委員長、副委員長としては皆さんの御意見を伺いたいということでもあります。

加藤委員。

○加藤武央委員 今、証人尋問並びに参考人招致ということなんですけど、この1年間をやってきて、私が今ちょっと思い出してくるんですけど、1年間の結果が証人喚問の中で小泉議員——鈴木元議員はまだ来てませんが、松永鉄兵議員、青山議員を証人尋問しましたよね。その中で小泉議員、松永議員は認めてない。今ちゃんとやっていますということで、今のこれやっていますよね。ですからこれ、今後また、今後追っかけていかなきゃいけないということも理解はします。今、多数決で書類等も要望してるんですから、請求してますんでね。わかったことをちょっと確認すると、この1年間でわかったことは、青山議員がアンケートはしないと。小泉議員も青山さんはしてませんと言った中で、青山議員は証人尋問の中で、私は議員がみんなが切手換金をしてるんで、私は切手を購入しましたと証人尋問で確認して、本人が言いましたよね。でも、たまたまその件に関しては、換金はしなかったけど、タイミング的に自分の会報があったんで、それに切手を使いましたということも本人が述べてますんで、まず切手を買って換金目的として買ったお金が動いた。そして、政務活動費として使う会報に対して切手を買ってしまったということで、政務活動費の使い方に間違いがあったと。これを2つ認めたことが、まず1つですよ、逆に証人尋問の中で。もう1つが、5人の政務活動の中で、かつまた副議長と湯浅さんと秋本さんと小泉さんかな——言った、5人。5人言った。ダブってない。

○松井 努委員長 鈴木さん。

○加藤武央委員 鈴木さん、この5人が政務活動のメンバーとなって請求しましたよね、政務活動として。実際に湯浅さんは、小泉議員と鈴木前議員は政務活動の面倒を見ませんでしたと。私どもは3人の政務活動を会計責任者という人が面倒を見ましたっていうことも参考人で湯浅さん、確認しましたよね。この2つしか今1年間の中では、百条委員会の中では、本人が確定したことはこれしかない。あとはみんな本人が、その反対方向の意見を述べてるんで、今後またそれに関しての詰めをするっていうことの確認でいいのか、その意味だけちょっと確認させ

てください。

○松井 努委員長 今、加藤委員がおっしゃったように、記録に残って、私も何度か読み返しましたが、記録に残っておりますのは、一番の焦点は、小泉議員はお金の問題で言えば青山議員に24万円を渡したと。青山議員は、最初はもらっていないと言ってたんだけど、最後は、15万はもらいましたと。そのお金はどうしたんですかって言ったら……。

〔「預かった」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 預かったと。でも、預かったと言っても返したのは返済するときに返したんですから、そういうことですね。

それともう1つは、事実関係ではっきりしているのは、小泉議員と松永鉄兵議員は、今まで報告してきたことについては全て事実であるというふうに述べてることは事実ですよ。ただ、今まで皆さんのほうからも疑義が生じてあったということは、例えばアンケート用紙の回答結果が全部90%以上であったとか、あるいはクアンさんがそもそも最初は印刷会社を請け負ってたというふうに皆が思っていたのに、最終的には最後の過程の中で、実際に印刷を行ったのは三立工芸が行ってた。そういう細かい点からいいますと、事実関係はたくさんあると思います。ただ、おおむね焦点となってるお金の問題とか、認めた認めないっていうことに関すると、青山証言は、自分がそういうふうにしたということ認めたことは事実ですね。

ですから、私は今、加藤委員がおっしゃったように、じゃあ、それはそれで1つの事実だと。ただ、そうは言たって、今私が言ったように、小泉議員が全て言ってるとおりに、言ったとおりのことが全て事実かということ考えた場合に、私は違うと思うとか、こうであるとか、それは正しいであるとかっていうことについて1つ1つ出しておいてもらって、それを最終的には検証の中で意見を開陳していただいて、ただ、ここで冒頭に申しておきますけれども、こういう中で1年間通してやってきて、証言した人間が前言を翻して、いや違ったんですとか、あるいはそうじゃなかったんですって、もし言ったとしても、それはそれこそおかしい話になっちゃいますので、余り恐らく今までの事実以外のことを証人から証言を求めようと思っても、なかなかそういうことはないのかなという気がします。そういうこと的前提に立った上でですね。というのは、猜疑心があって認めないと思えば、幾らでも疑義がありますから延々と、これについては、この件はまだだめだとか、いろんなことでいっぱい出てくることは事実だと思うんですね。ちょっと私が言い過ぎました。そういったことを含めて、どんな御意見で

も結構でございます。御意見でございます……。

高坂委員。

○高坂 進委員 青山議員のことについては、そういうところ。ただ、青山議員は15万については、24万のお金だというふうには言ってませんので……。

○松井 努委員長 そうですね。

○高坂 進委員 そこんところは言い方はやっぱりちゃんとしないといけないかなというふうに思いますけど。

この間明らかになってきたことっていうのは幾つかあると思うんです。矛盾が出てきてる、証言の中で。それぞれの証言をする中で矛盾が出てきてるっていうのは、たくさん僕は出てきてるというふうに思っています。例えば、前言を翻すっていうのはないということは、やっぱりないんだなって……。

○松井 努委員長 すいません。もう少しゆっくり話していただけますか、ちょっとよく聞き取れないもんですから。

○高坂 進委員 最初、クアンが仕事をとって、やったよって言ったのが、実はクアンではなくて三立だったよと。じゃあ領収書は誰が切ったのって言ったら、小泉さんが切ったって言うわけですから。そうすると、あれは全くうそだったっていうことが、最初はクアンがちゃんとやったというふうに私たちには聞こえてたけど、最終的にはそういうことだったということがあるし、あと、かつまたさんたちとの関係で言えば、当時、庶務課長と一緒に代表者会議でかつまたさんとかのところに伺って許可を得たというふうにちゃんと小泉さんは言ってますけども、かつまたさんは、そういうことは一切なかったと。1度は会ったけども、会うことはあったけども、庶務課長がそこへ来てたっていうことなんかもありませんというふうにはっきりと証言をしているわけですから、そういう点では、ここでも証言の食い違いが出ているということだと思います。

あと、もう1つは、24年の10月15日から11月15日までにやったと言われているアンケートですけれども、これについても青山議員は、報告書も作成なんかしてないと、私はパソコンも使えないんだと、だから、そんなのできるわけがないというふうに言ってるんです。そうすると、問題なのは、報告書はちゃんと出てるでしょう。すると、誰が出したんですかって、これは。青山さん出してない。じゃあ誰が出して、誰が受け取って、誰が出したんですかって問題が出てきますから、ここでも矛盾が出ています。それから、さっき言ったように24万円渡したと言っているけども、青山さんは、それについては、私は受け取ってないとはっきり言ってますからね。そういう幾つかの、これを見ただけでも幾つかの矛盾が出

てきてるので、ここがどうなのかっていうことをもう1度、やっぱり追及し直さないと、今まではそれぞれ言ったけども、その当時のあれが違ってきてますので、そこをどうやってもう1度やるかっていうと、僕はもう、もう1度再喚問するしかないと思いますけれども、そういうことしかないかなというふうに思ってます。

○松井 努委員長 今みたいなお話でいいと思いますよ。いろいろ疑問点があれば全部言っというていただいたほうが、次に向けて検証するとき、1つ1つそれを、できれば議題に上げてやっていったほうがわかりやすいのかなと思いますので、何でも結構でございます。

秋本委員。

○秋本のり子委員 今、高坂議員のほうからお話がありましたけれども、平成23年度の私たち社民・市民ネットのアンケート調査の許可の云々につきましては、小泉さんとかつまたさん、湯浅さん、私とともにお話を聞きました。その中ではっきりと小泉議員は、「庶務課長とともに」という言葉を使いました。庶務課長とともにかつまたさん、湯浅議員と話をし、このアンケートに関して許可をとったとしっかりおっしゃいました。その際に、かつまたさんと湯浅さんは許可はしてないと。また、庶務課長もそこにはいなかったということです。それははっきりしております。

それから、個別外部監査で検出事項に挙げられた6月の定例会で疑義が持たれたので、すぐさま返納しようとしたという小泉さんの発言は、私たちのときには、返さないほうがいい、または返すこと、返納することがベストとは思わないという言葉をおっしゃいました。私たちは6月15日の話し合いのときには、返金しますかと。すれば、そこでまた条件が違ってくると思いましたが、はっきりと私が聞きました。返金しますかという言葉に、やはり返納がベストとは思えないと、検出事項に当てはまってない場合があるということをつけ足していらっしゃいました。

そして、私がアンケートの現物を見せてほしいと、処分するのも知らせてほしかったという問いに対して、事務局が入ったので、事務局が判こを押した。聞けばよかったと。そういうちょっとこの言葉どおりで言いますと、かつまたさん、湯浅さんたちが納得して判こを押さなくても、事務局に言って代表、または会計責任者の許可をとっていますと言えば、そこでお預けしている判こを押すという、以前、事務局長が、少しそういうこともあるかもしれないというようなお話もありましたが、それと重なるものがあると思います。

私は、何度も庶務課長、庶務課長と、そして庶務課長を守るためというような

発言を小泉さんがおっしゃいましたので、そうではなく、私たちが知りたいのは真実であり、また、小泉さんには、そこでは返金してほしいというのが私の思うところでありました。

選挙でみそぎが済んだという、その一連の話の中で出ましたけれども、何も市民に知らせないで、こういったことを僕がしましたと、そういったことも知らせないで、それで選挙でみそぎが済んだっていうことはありませんねっていうような話も、ちょっと余談ですけれども、そういった話もいたしました。

以上です。

○松井 努委員長 ほかに。

宮本委員。

○宮本 均委員 今回の、秋本委員が当時の同会派のたまたま委員であったところで、こういう発言があって、どういう扱いになるんですか、今の内容は。

○松井 努委員長 同じ会派の。

○宮本 均委員 意見ではない。直接小泉議員との間にあった……。

○松井 努委員長 事実関係っていうことでしょうか。それについては、委員長とすれば、事実関係がそうであったとするならば、それはそれでいいんじゃないでしょうかね。そうだというふうに秋本さんがおっしゃってるんですから、秋本さんの見解はそうであったということでもいいと思いますけど、いいですか。

○宮本 均委員 いや、委員長がどう思うかっていうこと……。

○松井 努委員長 私は、本当に公平な立場で考えれば、どんな御意見でもこの検証に向かっていくためには遮ることなく、皆さんの意見開陳したいことは全て言っていただいたほうがいいと思いますので、言っていただいて結構だと思います。ですから、今の秋本さんの御意見は御意見として承っておきます。

石原委員。

○石原よしのり委員 これまでの説明、あるいは証人喚問での回答の中で、やっぱり何が皆さんおかしいかなと思ったかということ、やっぱり整理していく場だと思うんですね。このもともと百条委員会の調査の大目的というか、1つの解明の項目っていうのは、実際にアンケート調査をしたのか、そして、それに切手が使われたのか、ここになるわけですね。この発端っていうのは、アンケートなんてやってなかったんじゃないか、これを切手代、印刷代をせしめたんじゃないかっていう疑いから始まるわけですね。そうすると、じゃあそのアンケートをちゃんとやっていたのであれば、そこに至る経緯だとか、どういうふうにクアンが使われたのだとか、三立工芸がどう出てきたのかという話が、なるほどって

というような、事実なんだから回答が得られるはずだと私は思ってるわけですね。

ところが、じゃあそんな中で、どうもおかしいよね。どうも納得いかない。やってたんならちゃんと答えられるだろうなっていうのが、どのくらいあるかっていう話だと思うんですね。じゃあ幾つか例を挙げさせていただきたいんですけども、じゃあクアンという会社、小泉さんが代表務めてる会社、ここは、じゃあどんな会社だって言ったときに、最初は、これは証人喚問の回答の中で、仕事についても若干やっていたってことを言っていた。最後になると、休眠会社で全く仕事なんて受けてなかったとだんだん変わってきていたことですね。それから、三立に、じゃあお願いするって話も、後になって松井委員長の追及の中で、別のはどこですかっていうのをやって初めて出てきたとか、あるいは、例えば切手を張って出すのを短い間でやったのがどうしたって言ったときに、家族だ、友人らが大量集まって一生懸命やりました。じゃあ、そこまで言うのであれば、そういった家族や証人で証明できる人、こういう人がいるんですと言うならば事実だろうな。それも、だから言えない。あるいは、小泉さん自体が関与してやったアンケートっていうのは、4万通も5万通も配布されてるっていうことになってるわけですね。ところが、それを見た人っていうのがどっからも出てこない。ましてや、秋本さんたちが一緒に実施者というふうに問い合わせ先になってる回答用紙が配られて、そこで御支援者がたくさん大量いらっしゃる中に、そこでもやっぱり出てこなかった。そういう人はいないと。あらわれない。こんなこともなかなか難しいんじゃないかと思えますし、それから、切手を何で使ったんだと。普通だったら切手じゃなくて受取人精算や、これも課長と相談してやったとかいう話が出てきたんで、これも普通に言うとなかなか合理的でないんであるから、じゃあ、その課長に、やっぱり確かめるっていうのも私は必要ですし、それができてない。あるいは、こういうふうに課長からちゃんとお話しできますよと言うなら、それでまたよろしいと。誰かがちょっと言ったけれども、高坂さんでしたっけ、緑風会、当時の青山さんの報告書が、パソコン使えない青山さんがパソコンでまとめた報告書を出して、自分が出した覚えがないのにどっから出てるというのも非常に不可解で、これがまた小泉さんが、その後に出した報告書と一言一句変わらない。あるいはデータが回答者の率、全く同じものがそこから出てるとか、この辺を考えたら、今言ったことが事実であればずっと説明できるものが、説明し切れていないだろうという疑わしさがあるんでないかと、こんなことが幾つか出てると思うんですね。

今、私例を挙げましたけど、ほかの方にも、もしそういう例とかあれば、限り

なく疑わしいっていうふうになるのか、それとも、それなりの合理性があった回答が我々今得られてるのかっていうところの判断になるじゃないかなと思ってます。

○松井 努委員長 わかりました。一応私は、きょうは皆さんの御意見を承るだけ承りますので、それについて、いいの悪いのっていう話は後日にいたしますので、きょうは意見を開陳していただきたいと思います。どなたでも結構でございます。

〔「(3)に入ってる」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 いやいや。まだ今(2)の、これまでの検証の入り口ですね。副委員長。

○越川雅史副委員長 すいません。それでは、ほかに御意見ないようなので、あれですね。まず、幾つかあるんですが、最終的に全ての印刷を三立工芸に発注していたというのが証言でした。だとしたら、最初の段階でその話が出てきてもよかったのかなと思います。また、これに関連して佐藤ゆきのり議員が、外部委託をしていたんだったら何でクアンが受注したのかと問い合わせたことに対して、即答せずに補助者に助言を仰いだ上で、平成23年度のアンケートは三立さんに相当コスト的に無理を言ってお願いしたから、その次の年からなかなか受けにくいというふうに言われたと言っていて、それで、だとしたら、もう三立に頼んでないのかなと思ったら、三立に頼んでいて、最終的に先ほどもありましたけど、松井委員長が、実際に印刷を請け負った会社はほかにあるっていうことでいいのかと言ったら、そのときも補助者に2度助言を仰いで、ほかだということになりますということで、この経緯というのは、本当に三立に一貫して頼んでいたのであれば即答できる、また、補助者に助言を仰ぐ必要がないはずにもかかわらず、何か不可解な回答のように感じました。

また、クアンの実態について、ちょっと先ほどの石原委員の話と若干異なるんですが、クアンは休眠状態ですというのは冒頭の共通尋問で答えてました。その後、企画、デザイン、営業、印刷、経理を担当しているのは誰かという問いに対したら、ここで補助者に助言を仰いで、正社員は1人もいませんと答えました。その後、領収書を誰が発行しているのかと問うたときには、また補助者に助言を仰いで、私ですと答えました。休眠状態であれば、正社員1人もいないのは明らかですし、自分が領収書を発行しているのであれば、これらの質問には即答できたはずであるにもかかわらず、補助者の助言を仰いだ上で答えているという点は非常に不可解かなと思いました。

次に、クアンの売り上げについてですね。繰り返しですが、冒頭、クアンは休眠状態で特段の業務等はありませんと言っていたにもかかわらず、佐藤ゆきのり委員が、アンケート回答用はがき印刷5件以外売り上げはなかったのかと問うた際に、補助者に2度助言を仰いで、若干あったかと記憶しておりますと答えました。しかし、最後になって、本当に休眠だったのかどうかと問われると、所得はありませんでしたと、回答がこの4時間ぐらいの中で変わりました。これも、休眠状態であれば若干はあったとか、所得はありませんでしたということに回答がなるのは違和感を拭えないと思います。

また、誰も提出していないはずのアンケート報告書が議会事務局に提出されているという、先ほど高坂議員も言われた青山証言との食い違いがあります。先ほど我々に配付されました小泉文人議員の記録提出請求書では、お尋ねの資料の存在すら知らないと言っていて、青山議員も、自分も作成していない、提出もしていないと言っていると。じゃあ一体誰が議会事務局に提出したのかということで、これは議会事務局に問えば明らかになると思います。2人のうちいずれかが提出しているはずですので、それを議会事務局に答えていただけると、どちらの証言が正しいのか明らかになるのではないかなと思います。

あとは、過去、新聞報道で、合同で緑風会第1とボランティア・新生会・市民の風は合同でアンケート調査を実施していたんだと、だから、集計結果が全く一緒だったんだという回答だったにもかかわらず、新聞社に対してはその説明をし、個別外部監査でも同様の説明をしたにもかかわらず、証人尋問に際しては、合同では実施していないというふうに発言が変わった点も1つあるかと思っています。

あと、ちょっとまとめっぽいあれなんですけど、政務活動費——調査費ですね——の受給について、チェックの目を欺くような手法が多く使われていたという点が挙げられると思います。1つは、経済実態、経済行為の実態を伴わない領収書を使っているということです。クアンは領収書を提出するという体裁をとっただけで、印刷はしていないというのであれば、クアンの領収書を張りつけるということはあり得ないのだと思います。これであれば監査ができなくなってしまう。議会事務局庶務課もチェックできなくなる。総務部総務課もチェックできなくなってしまう。

また、使用されていないアンケート回答用はがきを証拠資料として提出しています。青山議員とはアンケートはやっていない、基本的に私と鈴木啓一前議員の2名で行ったと説明していたにもかかわらず、青山議員の自宅が返信先となっているアンケート回答用はがきが政務活動費の収支報告の際に、アンケート実施の

証拠資料として提出され、政務活動費を受給している。これは不正受給に当たる可能性があるのではないかと懸念します。

また、アンケートに参加していない議員の氏名を勝手に記載しているという点もあります。政務活動費は会派に対してしか支給されないところ、かつまた、湯浅、秋本の3議員は参加していないにもかかわらず政務活動費を受給する目的を持って3議員の名前を無断で印刷して証拠資料として提出し、政務活動費を受給していると。これも正しい受給の方法ではないのではないかと。議会事務局並びに総務部総務課のチェックを欺く手法と言われても仕方がないのではないかと思います。

また、本人の発言の中で、アンケートの集計で適正を欠いているかもしれないと。きちっとしていない、急いでいたから、焦っていた関係で適正に欠けたものになっていたかなという記憶がある、本当に適正だったのかなというところもありますという証言をしていました。アンケートで一番大事なものは、結果を正確に集計することであるにもかかわらず、そこをきちっとして適正に書いたとって政務活動費を受給するというのは、果たしてこれが正しい受給のあり方なのか疑問が残ります。

あとは、かつまた議員と湯浅議員との食い違い、あるいは元庶務課長が同席していたのかどうか、24万円の件などは、ほかの方も述べられたとおりですね。

あと、ほかの論点になるんですが、小泉議員のこの百条に対する認識が大分違うのではないかなと思います。これまで意見書などを複数回提出されていたり、この記録の提出に際しても御自身の意見を述べられているんですが、一部主導者の意図を反映した私の政治責任追及のための資料集めを行うことにあると、この百条委員会の目的を誤解しているようなんですが、この百条委員会の設置そもそも論は、本会議において、どの会派からも、どの議員からも提案理由の説明を求められることもなく、1つの質疑もなく全会一致にて決定されたものであって、一部主導者が何かやったものではないということですね。小泉議員らを狙い撃ちして政治的に追い落とすことを目的としているなどとして百条委員会の中止を求めています、所属会派含めて全会派一致で調査すべきだということまでここに至っているという認識に欠けているのかなと思います。

また、証言のときの態度ですね。先日、野々村議員が、「覚えていない」というのを80回連発したというような話もありましたが、小泉証人も補助者にアドバイスを仰いだ回数が少なくとも37回ぐらいあったと思います。また、議事整理権は委員長にあるにもかかわらず、再質問だ、通告外だ、誘導尋問だ、聞き取れない

などと数十回にわたり述べていて、速やかに質疑が行えなかったなという点も、今後気をつけるべきところだと思います。

また、補助者についても不適切発言、不規則発言がありましたし、せき払いをしたりとかという言動が見られて、補助者として適性に欠けていたのではないかなと思います。

補助者の資料の持参についても、日時等について細かく答えるためだと、スピーディーな回答をすると。加藤代表は、スピーディーに証言したいと本人が言ってるから、補助者の資料持参を認めてくれという話だったのですが、実際はそのようなことにはならず、数字は聞くな、日時は答えられないといった回答に終始していました。

あと、補助者補佐人も資料整理に徹するというので例外的に入室を認めたにもかかわらず、せき払いをしたり、証人に直接助言するような点もあったと思います。

また、かつまた参考人の話の中では、小泉議員が、やられたらやり返すというふうにおっしゃったと当時の議会庶務課長の名前を出して、彼がどうなるかわかってるだろみたいなことを言ったという証言をしています。こういう点についても、これは脅しなのかどうか関心が集まるところだと思います。

あとは、これまで再三アンケート実施を裏づける記録の提出を求めています、現存してあってもよいようなものが一向に提出されていないというのは、これまで言ってきたとおりだと思います。

私からは以上です。

○松井 努委員長 ほかにございますか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 本百条委員会において、ちょっと小泉さんから出された今回の資料を読み直したところ、「平成27年10月7日付け『市川市職員措置請求書』に基づき」云々の文書から、「12月4日付け『市川市職員措置請求に係る監査結果』を公表し、同監査結果において、私が、『政務活動費の不正支出を行ったと判断できない。』との認定を行っており」という一文がありまして、今回この話し合いの件では、同監査の結果、恐らく百条委員会の証人喚問や参考人招致の発言を含めた上で結論を出しているのですが、百条委員会とは別に行われた監査ですが、こういったものを反映するべきではないかということに関しては——すいません、副委員長、発言の際に鼻であしらうような誤解される行為というものはちょっと慎んだほうがよいかとは思われます。今この場で御指摘させていただきます。話を

もとに戻しますと、監査結果というものも百条委員会の中で、今後の1つの指針として私が取り上げることは適切なのか、適切でないのか、ちょっとお答えいただきたいのですが、よろしく願いいたします。

○松井 努委員長 もうちょっと整理しますね。百条委員会として……。

○鈴木雅斗委員 百条委員会で「12月4日付け『市川市職員措置請求に係る監査結果』を公表し」、この12月4日付で公表された「市川市職員措置請求に係る監査結果」の監査結果に関することや、その監査報告に関することも百条委員会の中の提出された記録兼意見聴取などのこととして参考として取り扱ってよいものなのか、悪いものなのかというのが私の質問なんです。監査っていうものは、やっぱり百条委員会とは別で実施されてるものですが、私はこの監査結果というものが参考人招致を行われた上で、証人喚問も行われた上で出した結果だと思って、私は鼻であしらわれた感覚を覚えました。重要な結果だというふうに思っているんですよ。ですから、百条委員会とは別の監査結果ではあるけれども、これを重要な指標として見るのは、百条委員会としての筋が今議題として外れているか否かというふうな質問なのですが。

○松井 努委員長 わかりました。おっしゃる意味はわかりました。確かに内部監査もあり、外部監査もあり、全ての結果の報告は私の感覚では疑わしい部分はあるけれども、不正があったというふうには断定できないという結論が出たわけですから、監査委員会の2つの監査でのあったことについては、それは大変重要な事実だと思います。

ただ、それを踏まえて、その後に百条委員会が設けられて、やはり釈然としない部分があるんじゃないかということで、この百条委員会は議会で設置をされて、議長から我々15人が任命をされたわけですから、一応この百条委員会として議論することは当然でありますし、また、監査のほうがこの百条委員会の様子を見て何かをしたということについては、私はないというふうに考えておりますし、監査のほうに対しましても、百条委員会のいろんなさまざまな問題について経過報告を報告したこともございませんので、それは私は切り離して考えるべきではないかというふうに思います、委員長としてはですね。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 そうなりますと、この監査の結果でもう1つ出た結論というのが、青山議員が所属していた緑風会第1に関しては遅延損害金を認めるっていう監査結果の判断だったんですよ。

○松井 努委員長 そういう意味でね。

○鈴木雅斗委員 これは百条委員会の証人喚問を聞いていなければ、青山議員が切手を換金する目的で購入して、後に自身の後援会の会報に利用したというところから、という事実から遅延損害金の認定がなされたというふうになると、私は監査委員が百条委員会の様子を見た上で、証人喚問を見た上で、しかも宣誓されてる証言の中から、こういった結論を引き出したというふうになると、監査結果も1つの指標になるのではないかなという質問なのですが、青山議員の証人喚問から出てきた緑風会第1の結論を参考にした上で、もう1度ちょっとこの部分に関して御質問にお答えいただきたいのですが。

○松井 努委員長 確かにそういうこともあったのかもしれませんが、私には監査委員の監査委員会のほうと話をしたことは、私も監査委員ですけれども、私は除外されておりますから、この件についてはタッチしておりませんが、話し合いをして、青山証言はこうであったから云々ということについて、私が報告したことはございませんが、やってることですから、当然、監査委員のほうにもそのことが耳に入ったかもしれませんね。ですから、本人が認めたことであるので、やはり認めたことであるならば、やはりそれは遅延損害金が発生するんじゃないかということの判断で、監査委員会がそのような結論を下したということはあるかもしれませんが、その辺のこの話し合いは、私はしておりませんので、今私が、そうだというふうには断定できないですね。それで一応御了解いただきたいんですけど。

○鈴木雅斗委員 了解しました。ありがとうございます。

○松井 努委員長 ほかにございますでしょうか。

それでは、まとめさせていただきますが、ただいま証言等について疑問や食い違いの指摘等も大変たくさん出されました。ただ、やはり議事録には控えてありますけれども、慎重を期することでもございますので、各意見については、委員から文書で出していただくほうが一番望ましいと思いますので、大体検証をしていくという方向については皆さんも異議はないと思いますので、きょうお話をされたことも含めて、あるいはきょう意見を出されてない方も含めて、さまざまな検証すべき点について文書で出していただくということで、きょうのところはその件については閉じたいと思いますけど、それでよろしいでしょうかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 はい。それでは、期限は……。次回のことを含めてね。

○松井 努委員長 次に、今のことと関連いたしますが、今後の方針というふう

にしてございますので、この今後の方針というのは、日程をどうするかということなんですけれども、私としますと、先ほど副委員長とも話ししたんですが、大分時間もたっておりますし、また時間をあけますと記憶が薄れる部分もありますので、できれば今議会中の日程的に合う中で、もう1度議会中に開きたいと。ただし、2月23日に一般質問の締め切りがありますので、その中で、例えば委員長報告した後に一般質問が終わって、例えば2時、3時に終わりそうだとか、そういう日程が決まった段階で、また正副委員長と相談した上で、後日、また委員会を開かせていただいて取り決めしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、そのように取り計ってまいりたいと思えます。

○松井 努委員長 次に、先ほど後回しになりました鈴木啓一前議員のほうから診断書が出ております。つきましては、大変傍聴の皆様には恐縮に存じますが、病名その他、やはり開陳をしてということになりますとプライバシーの問題に触れるようなことも書いてございますので、この件のことだけ私のほうから、やはり報告をしないわけにいきませんので、この間だけこの百条委員会を秘密会にさせていただきますたいと思えますので、暫時その件だけが終了するまで退室をお願いしたいと思いますけど、よろしくお願いいたします。

私のほうがそういうふうに今申し上げましたけど、委員会のほうはいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 では、そのようにさせていただきますたいと思えます。

また、その件が終わり次第、御連絡いたします。

休憩しなくていいですか。じゃあ5分間休憩します。

午後4時9分休憩

午後4時15分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

ただいまから本委員会を秘密会といたします。

~~~~~

○松井 努委員長 以上で秘密会を終了いたします。

秘密会のため退場した者が入室するため、暫時休憩いたします。

午後5時9分休憩

午後5時13分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

それでは、次回開催は、今定例会の都合のよい時期とさせていただきますので、御了承願います。

---

○松井 努委員長 以上で政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を散会いたします。

午後 5 時14分散会